

令和6年度広島支部収支について



令和6年度の広島支部の収支（暫定版）

（百万円）

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	10,269,430	10,682,846	265,063	270,940
支出	10,269,430	10,024,267	265,063	252,397
収支差（準備金）	0	658,579	0	18,543
全国平均分	－	658,579	－	16,790
地域差分	－	－	－	1,753

全国計の収支差（剰余金）に総報酬按分率（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）を乗じ、広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $18,543 - 16,790 = 1,753$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を総報酬按分した場合、広島支部は収支差がプラスになった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

令和6年度の広島支部の収支（暫定版）

（百万円）

		全国計	広島支部
収入	保険料収入	10,648,967	270,084
	一般分	10,647,587	270,049
	その他収入	33,879	857
	債権回収以外	19,171	489
	債権回収	14,708	368
	計	10,682,846	270,940
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	5,679,966	142,883
	医療給付費（国庫補助を除く）（A）－（B）	5,679,966	145,461
	医療給付費（A）	5,682,023	145,461
	災害特例分（B）	令和4年度の協会手当分（B1）	348
		波及増分（B2）	1,709
	年齢調整額	-	1,141
	所得調整額	-	▲3,720
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	543,002	13,843
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	3,497,060	89,154
	業務経費（国庫補助を除く）	187,056	4,769
	一般管理費（国庫負担を除く）	63,275	1,613
	その他支出	53,909	1,374
	令和4年度の収支差の精算	-	▲1,501
	令和4年度のインセンティブ	-	263
	加算額	10,126	263
	減算額	▲10,126	0
	計	10,024,267	252,397
収支差		658,579	18,543
	全国平均分	658,579	16,790
	地域差分	-	1,753

(注意)

1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和6年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和4年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A) から控除するものである。
また、(B2) は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和4年度の収支差の精算」は、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和4年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

令和6年度広島支部の収支（対前年度比 暫定版）

（百万円）

		令和6年度	令和5年度	差額（令和 6年度 - 令和5年度）
収入	保険料収入	270,084	262,313	7,771
	一般分	270,049	262,278	7,771
	その他収入	857	571	286
	債権回収以外	489	202	287
	債権回収	368	370	▲2
	計	270,940	262,884	8,056
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	142,883	141,863	1,020
	医療給付費（国庫補助を除く）（A） - （B）	145,461	144,515	946
	医療給付費（A）	145,461	144,515	946
	災害特例分（B）			
	令和4年度の協会手当分（B1）	-	-	-
	波及増分（B2）	-	-	-
	年齢調整額	1,141	1,187	▲46
	所得調整額	▲3,720	▲3,839	119
	現金給付費等（国庫補助等を除く）	13,843	13,309	534
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	89,154	90,220	▲1,066
	業務経費（国庫補助を除く）	4,769	4,433	336
	一般管理費（国庫負担を除く）	1,613	1,069	544
	その他支出	1,374	1,238	136
	令和4年度の収支差の精算	▲1,501	▲1,637	136
	令和4年度のインセンティブ	263	260	3
	加算額	263	260	3
	減算額	0	0	0
	計	252,397	250,755	1,642
収支差		18,543	12,129	6,414
	全国平均分	16,790	11,974	4,816
	地域差分	1,753	155	1,598

令和6年度の広島支部の収支差の保険料率換算（暫定版）

	支部別収支差（地域差分） （a）	総報酬額（令和6年度） （b）	保険料率換算 （a） / （b） ×100
広島支部	1,753 百万円	2,714,057百万円	0.06 %

- 令和8年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和8年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和6年度の支部の収支差（地域差分）を令和8年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和6年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

⇒ この結果、広島支部の令和8年度保険料率算定時には、令和6年度の収支差 1,753 百万円が収入に加算されることから、保険料率に対してマイナス影響（引き下げ要因）となる。